

諫早市指定給水装置工事事業者各種届出等のご案内

◎ 指定事項の変更や主任技術者の異動等あった場合は、必要書類を添付し提出してください。

(表中○印が添付書類として必要です)

届出の種類		届出様式	定款（財団法人の場合は寄付行為）の写し	登記簿謄本	住民票	誓約書	事業所写真	備考
指定事項の変更	氏名又は名称	法人	○	○				謄本（記載事項証明書）、住民票は発効日から3ヶ月以内のもの 定款は直近のもの 届出期間：変更があった日から 30日以内 支店の移転等本店の変更登記や住民登録の変更を伴わないもの 届出期間：変更があった日から 30日以内 免状の写しを添付（選任のみ） 届出期間：当該事由が発生した日から 2週間以内 「廃止」の場合は「指定給水装置工事事業者証」を返納すること 届出期間：再開…当該再開の日から 10日以内 廃止、休止…当該廃止または休止の日から 30日以内 汚損の場合は、その指定給水装置工事事業者証を添付すること
		個人			○			
	住 所	法人	○	○			○	
		個人			○		○	
	代 表 者	法人	○	○		○		
	役 員	法人		○		○		
事業所の名称又は所在地	法人	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第3号）						
	個人							
主任技術者の選任・解任	法人		給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第5号）					
	個人							
			※給水装置工事主任技術者を欠いた状態は「指定の取り消し」要件に該当しますので注意してください。					
事業の廃止・休止・再開	法人		給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）届出書（様式第4号）					
	個人							
事業者証の交付・再交付	法人	指定給水装置工事事業者証交付・再交付申請書						
	個人							

- 「氏名」の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者本人の氏名」の変更です。
- 法人・個人を問わず事業者の継承（個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立）は一切できません。この場合には「廃止」→「新規」の手続きを行ってください。
- 「有限」から「株式」への組織変更の場合には同一法人とみなし、名称変更のみとなります。

※給水装置工事主任技術者の方の住所変更等は

(財)給水工事技術振興財団
TEL 03-6911-2711

へお問い合わせください。